

浜岡原子力発電所「事故・故障等の通報・連絡基準の解説」の見直しについて

平成 21 年 11 月 25 日

当社は、静岡県ならびに地元4市と締結している「浜岡原子力発電所の安全確保等に関する協定書」に基づき、事故・故障等が発生した場合に静岡県ならびに地元4市に通報・連絡を行っています。

通報・連絡する項目については「事故・故障等の通報・連絡基準」(以下、「通報・連絡基準」という。)として、当社ホームページで公表しています。

このたび、1, 2号機の廃止措置計画(※1)に係る原子炉施設保安規定(※2)の変更を踏まえ、通報・連絡基準の解説について、静岡県ならびに地元4市にご意見を伺い、その内容を見直したことから、お知らせします。

なお、今回見直しを行った「通報・連絡基準」については、当社ホームページで公表します。

http://www.chuden.co.jp/torikumi/atom/hamaoka/info_untten.html

※1 1, 2号機の廃止措置計画は、原子炉等規制法第43条の3の2第2項の規定に基づき、平成21年6月1日に、当社から経済産業大臣へ認可申請を行い、平成21年11月18日に認可を受けたものです。

当該廃止措置計画では、原子炉施設の解体を安全かつ確実にを行うための全体計画や、至近数年間の解体工事準備期間中に実施する作業(系統除染、施設の汚染状況の調査等)の内容および安全確保対策等を定めています。

(平成21年6月1日の廃止措置計画認可申請の内容はこちら)

(平成21年11月18日の廃止措置計画認可の内容はこちら)

※2 原子炉施設保安規定は、原子炉等規制法第37条第1項に基づき、原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置を行う上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、国の認可を受ける規定です。

添付資料: 通報・連絡基準の解説の見直しの概要

以 上

通報・連絡基準の解説の見直しの概要

1, 2号機の廃止措置計画に係る原子炉施設保安規定の認可に伴い、事故・故障等の通報連絡基準の解説について、以下のとおり内容を見直しました。

【見直した内容】

ア. 原子炉施設保安規定に基づき、通報事項 3, 4, 6, 12の解説を、「運転段階の原子炉施設(3～5号機)」の解説と「廃止措置段階の原子炉施設(1, 2号機)」の解説に分けて記載しました。

イ. 通報事項3, 4の解説について、気体状および液体状放射性廃棄物の放出管理目標値の見直しを行いました。

<通報事項3について>

変更前	変更後
<p>・「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」とは、希ガスが6.3×10^{15}Bq/年、よう素131が3.1×10^{11}Bq/年である。(原子炉施設保安規定第88条)</p>	<p>・「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」とは、<u>3, 4, 5号機は3～5号機合計で希ガスが3.6×10^{15}Bq/年、よう素131が1.1×10^{11}Bq/年である。(原子炉施設保安規定第1編第88条)</u> <u>なお、1, 2号機は原子炉施設保安規定に放出管理目標値を定めず、『排気筒における放射性物質(希ガス、よう素131)の濃度が、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針(昭和53年原子力委員会決定)』に定める測定下限濃度未満であるように努めること。』を規定していることから、当該測定下限濃度とする。(原子炉施設保安規定第2編第43条)</u></p>

<通報事項4について>

変更前	変更後
<p>・「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」とは、1.8×10^{11}Bq/年(トリチウムを除く)である。(原子炉施設保安規定第87条)</p>	<p>・「原子炉施設保安規定に基づく放出管理目標値」とは、<u>1, 2号機はそれぞれ9.2×10^9Bq/年(トリチウムを除く)、3, 4, 5号機はそれぞれ3.7×10^{10}Bq/年(トリチウムを除く)である。(原子炉施設保安規定第1編第87条、第2編第42条)</u></p>

以上